

富山県ウェルビーイング広報・行動変容促進業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、富山県ウェルビーイング広報・行動変容促進業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるもの。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

富山県ウェルビーイング広報・行動変容促進業務委託

(2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 契約上限額

金9,996,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この上限額とは別に契約手続きにおいて予定価格を設定する。

3 委託候補者選定方法

公募型プロポーザル方式により業者を決定する。

プロポーザルの申込みがあった業者から提出された企画書の内容を審査し、総合的に最も優れた提案をした業者を委託候補者として選定する。

4 プロポーザルの参加手続等

プロポーザルへの参加を希望される場合は、様式1「企画提案参加申込書」を令和6年9月9日（月）午後5時（必着）までFAX又は電子メールにて提出すること。（必ず電話で着信の確認をお願いします。）

5 プロポーザルの参加資格、条件等

(1) 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。

(2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 次のいずれにも該当しない者。

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者。
- エ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者。

6 企画書等の提出

プロポーザル参加申込書を提出した者は、「業務委託仕様書」を踏まえ、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年9月30日（月）午後5時（必着）

(2) 提出方法

ファイル形式はPDFとし、電子メールにてご提出ください。（必ず電話で到着の確認をお願いします。）

なお、提出するファイルの合計容量が10MBを超える見込みの場合は、令和6年9月27日（金）正午までに事務局にご連絡ください。大容量ファイルの送信方法について、別途お知らせします。

(3) 提出書類

次の①～③の書類を提出すること。

①企画提案書（任意様式）

- ・別紙「業務委託仕様書」を参照の上、詳細な企画内容を提案すること。なお、本委託業務の目的、趣旨に沿った提案であり、委託金額の上限の範囲内であれば、独自要素として実施項目を追加して差し支えない。

②経費見積書（任意様式）

- ・本委託業務の実施に伴うすべての経費を算出し、見積書を提出すること。また、経費の内訳が具体的にわかるように記載すること。

③業務実施体制報告書（任意様式）

- ・会社等の業務概要
- ・責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制など
- ・過去の類似事例の受注実績

(4) 質問及び回答

委託業務に関する質問は、令和6年9月9日（月）午後5時（必着）まで受け付けるものとし、受け付けた質問に関する回答は令和6年9月11日（水）まで（予定）に全ての参加者に通知をする。なお、質問はFAX又は電子メールによるものとする。（電話及び口頭による質問は受け付けない。）

7 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

プレゼンテーションによる審査を行い、委託候補者を決定する。ただし、応募者が多数であった場合には、書類選考による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションに参加する者を制限する場合がある。

① プレゼンテーションの日時（予定）

- ・令和6年10月2日（水）以降の平日 ※後日個別に連絡

② プレゼンテーションの実施方法

- ・オンライン（Zoom）により実施 ※ZoomのIDは後日個別に連絡

③ その他（予定）

- ・プレゼンテーションは、参加申込書を提出された順番で実施する。
- ・当日の説明は、企画提案時に提出した企画書等のみを使用するものとし、追加資料を用いることは認めない。
- ・プロポーザル参加者ごとのプレゼンテーションの持ち時間は、1社あたり20分程度（説明15分、審査員からの質疑応答5分）とする。

(2) 審査基準

別紙審査基準のとおり

8 その他

(1) 提出いただく案は、参加業者1社につき1案とする。

(2) 次に掲げるものの提案は、無効とする。

① 所定の期日及び場所に提出しなかったもの。

② 今回のプロポーザルに関する条件又はあらかじめ指示した事項に違反したもの。

(3) プロポーザルへの参加、企画提案に要するすべての費用は、参加者負担とする。

(4) 委託候補者と県は、内容を別途協議の上、契約を締結する。（委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。委託候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、その実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件などの協議を行い、調整が整った場合に、随意契約の手続きを行うものである。）

(5) 委託業務の著作権は、県に属するものとする。

(6) 受託者は、委託事業を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(7) 参加申込をした後に参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること（任意様式）

(8) この要領の内容に不明点がある場合には、県担当の指示に従うものとする。

9 今後のスケジュール（予定）

(1) 参加申込・質問受付期限 9月9日（月）午後5時

(2) 質問の回答 9月11日（水）予定

(3) 書類提出期限 9月30日（月）午後5時

(4) プレゼンテーション 10月2日（水）以降の平日

10 提出先・問い合わせ先

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県成長戦略室ウェルビーイング推進課

TEL : 076-444-8489

FAX : 076-444-3473

E-mail : aseichosenryaku@pref.toyama.lg.jp